



智頭小人権教室で
風船バレーを行いました



10月27日(水)智頭小学校体育館で小学4年生41人を対象に、人権擁護委員の庄田さんを講師に迎え、人権教室として風船バレーを行いました。わざと体を固定して不自由な状態を作り出すので、はじめは慣れなかつた児童たちも、協力しパスを回してゲームが出来るようになりました。

「みんなで協力することが大事だとわかった」「おばあさんが車椅子に乗るときは手助けしたい」など相手のことを考えたり、人と協力して生きていくことの実体験ができました。

終わりに、人権擁護委員の藤原委員から「困っている人に声をかける勇気を持てる人になってほしい」というお話をいただきました。

今後も人権擁護委員と小学校は連携して子どもたちに人権教育を行っていきます。

**還付金詐欺に
ご注意ください！**

鳥取県内で還付金詐欺の被害や不審な電話が多発しています。市町村役場職員を名乗り、「介護保険の還付金がある。」などという電話にはご注意ください。

- ・ 公的機関が還付の際にATMの操作を求めることはありません。
- ・ 相手の話をうのみにせず、必ず相手の電話番号を確認し、公的機関に問い合わせましょう。
- ・ 万が一、振り込んでしまった場合は、振込先の金融機関や警察にすぐに相談してください。

◎ 困った時は消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活相談窓口では、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受付、公正な立場で処理にあたります。啓発講座も行っていますので気軽に申込みください。

智頭町消費生活相談窓口
☎ 71-0059

東部消費生活相談室
☎ 0857-26-7605

12月4日～12月10日は人権週間です！

人KEN まもる君 人KEN あゆみちゃん

国際連合は、1948年(昭和23年)に世界人権宣言を採択し、その2年後、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と決めました。

日本では、毎年12月4日～同月10日までを「人権週間」と定め、全国的に人権啓発活動を行います。この機会に人権について考えてみませんか？

本町でも、人権擁護委員が啓発活動を行います。

問合せ先 役場総務課 ☎ 75-4111